

横網町公園マネジメントプラン(案)

令和 7 (2025) 年 2 月
東京都 建設局

目次

はじめに

はじめに

I 公園の概要

- 1 都市計画の概要
- 2 開園の概要
- 3 主な公園施設
- 4 成り立ち・基本的な性格
- 5 周辺の土地利用・自然環境
- 6 利用概況(利用者数・特色)
- 7 整備計画

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

- 1 目指す姿及び重点取組
- 2 ゾーン別基本方針

III 図面・写真

- 現況平面図
- 周辺土地利用図(空中写真)
- 周辺土地利用図(地図)
- 占用基準を緩和する区域図
- 園内の写真

iv 資料編

- 公園の沿革
- 利用状況等データ
- 主な催し物
- 主な活動団体
- 関連する行政計画等

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン(共通編)」(以下、「共通編」という。)と「公園別マネジメントプラン(個別公園編)」(以下、「個別公園編」という。)の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項(戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション)における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行っていきます。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京区部東側を流れる隅田川とその周辺を含む都市計画公園である。計画面積約 104ha の区域には、隅田川公園、浜町公園、旧安田庭園、横網町公園などの小規模な緑地群を配置し、東京都東部に南北に連なる「水と緑の骨格」を形成することで、大きな役割を担っている。東京都では、都市計画隅田川公園の区域のうち、中央部に位置する約 2ha の区域について、都立横網町公園を開設し、都民の利用に供している。

本公園は、東京の震災及び戦災のメモリアルパークとして被災者の霊を供養し、また東京を復興させた大事業を記念することを目的に造成された特殊公園である。元陸軍被服廠跡であり、関東大震災での惨状は広く知られている。園内には、東京都慰霊堂をはじめ、東京都復興記念館、東京大空襲犠牲者追悼碑などの施設があることから、建物の占める割合が比較的高い公園である。緑地空間としては日本庭園、子供の遊び場、および外周部の樹林地等がある。東京都慰霊堂、東京都復興記念館などへは多くの参拝者や見学者が訪れている。一方、遊具広場では日常的に地域の子供たちを中心としたレクリエーション利用等が行われている。なお、東京都慰霊堂及び東京都復興記念館は、平成 11 年には、東京都景観条例により「都選定歴史的建造物」に選定されており、横網町公園は平成 30 年に、東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に指定された。

本園に隣接して、旧安田庭園、江戸東京博物館や両国国技館などがあり、様々な目的を持った利用が図られる立地にある。

なお、東京都地域防災計画及び墨田区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1)周辺の土地利用

- ・近接地には両国国技館や旧安田庭園、江戸東京博物館があり、知名度のある地域である。
- ・交通条件は、南西 400m に JR 総武線両国駅、南 200m に都営地下鉄大江戸線両国駅がある。
- ・隅田川は西へ 100m ほどの距離にあるが、関連性は乏しい。差し向かいの旧安田庭園は無料公開されている。

(2)自然環境

- ・当公園は安田庭園を挟んで隅田川に隣接し、江東デルタ地帯に位置している。
- ・敷地は全体にほぼ平坦で、地形変化には乏しい。
- ・開園時からの緑は、年月により濃密な緑の帯として成育しており、密集市街地に囲まれていて、公園配置も乏しい墨東地域においては、小規模ではあるが貴重な緑の憩いの空間として機能している。
- ・昭和 6 年に震災記念館が出来、現在の公園になっており、第 2 次大戦でも焼失はまぬがれて、当時からの樹木として、イチヨウ、スダジイが考えられる。

6 利用概況(利用者数・特色)

主な利用者は、震災・戦災被災者の遺族等、復興記念館見学の小学生等の団体、日常的に訪れる地域住民、隣接する他の文化施設の利用者などに大別される。日常的に訪れる地域住民は、朝、夕の犬の散歩などの利用が多い。

特定の利用として、大法要の際には多くの参拝者が訪れる。8月のお盆の時期も利用は多くなる傾向がある。

①東京都慰霊堂（(公財)東京都慰霊協会へ管理許可）

大正13年12月建造物、庭園の計画・設計の懸賞募集が行われ、大正14年3月一等が決定された。一等作品は大理石・ステンドグラスなどを使った洋風のものであったため、仏教連合会より「西洋建築の模倣であり、日本固有の思想信仰に合致しない」という建議書が提出された。事業協会は寄附による建設という趣旨から、懸賞の審査委員であった伊藤忠太ほか3名の各氏により設計変更がなされ、純日本風の耐震耐火構造により昭和5年9月1日東京市に引き継がれた。現在震災遭遇者の58,000人の遺骨と、東京大空襲（昭和20年3月10日）による殉教者、身元不明者遺骨を合わせて162,600体の遺骨が安置されている。

なお、東京都慰霊堂は、東京都景観条例により、平成11年に「都選定歴史的建造物」に選定されている。

②東京都復興記念館と震災記念屋外展示場

震災の惨禍の記録を後世に伝え、また焦土を復興させた当時の大事業を記念するために、昭和6年に開設され、館内には震災記念遺品をはじめ、当時の状況を伝える写真、絵画などが展示されている。また屋内外に焼けて壊れた鉄製品なども展示されている。

なお、東京都復興記念館は、東京都景観条例により、平成11年に「都選定歴史的建造物」に選定されている。

③東京空襲犠牲者追悼碑（生活文化局へ設置許可）

東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑は東京空襲の史実を風化させることなく、今日の平和と繁栄が尊い犠牲の上に築き上げられていることを次世代に語りつぎ、平和が長く続くことを記念するものとして平成13年に建設された。建設するに当っては「東京の大空襲犠牲者を追悼し平和を願う会」の呼びかけにより、多くの方々からの寄付によった。碑内部には東京空襲で犠牲になった方々を記名した記録「東京空襲犠牲者名簿」が納められている。

④関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑

1923（大正12）年9月1日地震発生翌2日ごろから、朝鮮人が暴動を起こし放火しているという流言蜚語が非常な勢いで拡大した。町々には自警団が組織され、朝鮮人（や朝鮮人に誤られた日本人）多数が殺害された、その方々への追悼碑となっている。

⑤鐘楼

幽冥鐘：関東大震災により遭難死した死者追悼のため、中国の仏教徒が寄贈した釣鐘。震災の悲惨な凶報が伝わった中国では、杭州西湖の招賢寺及び上海麦根路の玉仏寺で、それぞれ念仏法要が営まれ、中国在留の同胞に対しても参拝を促した。また、各方面の回向が終わったのちは、「幽冥鐘一隻を鑄造して、これを日本の災區に送って長年に亘って撃撞し、この鐘声の功德によって永らく幽都の苦を免れしめむ」と宣言した。その後災情が日を経るに従い甚大であることが明らかになったので仏教普濟日災会の代表二名が来日し、京浜両地区の慰問を行い、これと同時に我が国の外務大臣並びに仏教連合会に梵鐘の寄贈を申し出たものである。

⑥イチョウ並木

大火の焰にも耐え甦生した公孫樹（イチョウ）を称えた大並木が植えられてある。

⑥イチョウ並木

大火の焰にも耐え甦生した公孫樹（イチョウ）を称えた大並木が植えられてある。

⑦日本庭園

震災災害時多くの人々を救った日本風林泉を記念した庭園として語り継がれている。

7 整備計画

・改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

・災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化、充実に向け、非常用発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

震災と戦災の記憶を引き継ぐ公園として、災害時の防災機能の強化、防災、避難、復旧に関わる体験の機会の提供などを進め、災害に備え、平和への意識を発揚し、都市の防災力を支える公園としていく。

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 震災時の避難場所として非常用発電設備や防災照明の整備を計画的に行います。

(2) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(3) 歴史と文化の継承と活用

【施策4 歴史と文化をまもる】

- 震災と戦災の記憶を引き継ぐ公園の成り立ち等を生かして、東京や地域の歴史を発信するとともに、後世に伝えます。
- 地域の歴史や文化をこどもも体験しながら学べるプログラム等の充実を図ります。

■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
B	遊戯広場ゾーン	・子供の遊び場ゾーン 子どもの遊具等の利用のため、安全で快適な利用ができるよう対応していく。
D	入口広場ゾーン	・慰霊堂、復興記念館の記念建造物を中心にその前庭となるゾーン 当公園の中心的な広場であり、待合や休息等のほか、小規模なイベント利用に対応していく。
E	休息・散策ゾーン	・イチョウ並木のプロムナードがあるゾーン 大火の焰にも耐え甦生した公孫樹(イチョウ)を称えた大並木により印象深い入口広場の形成を図り、並木下での散歩や散策や休息等の利用に対応していく。

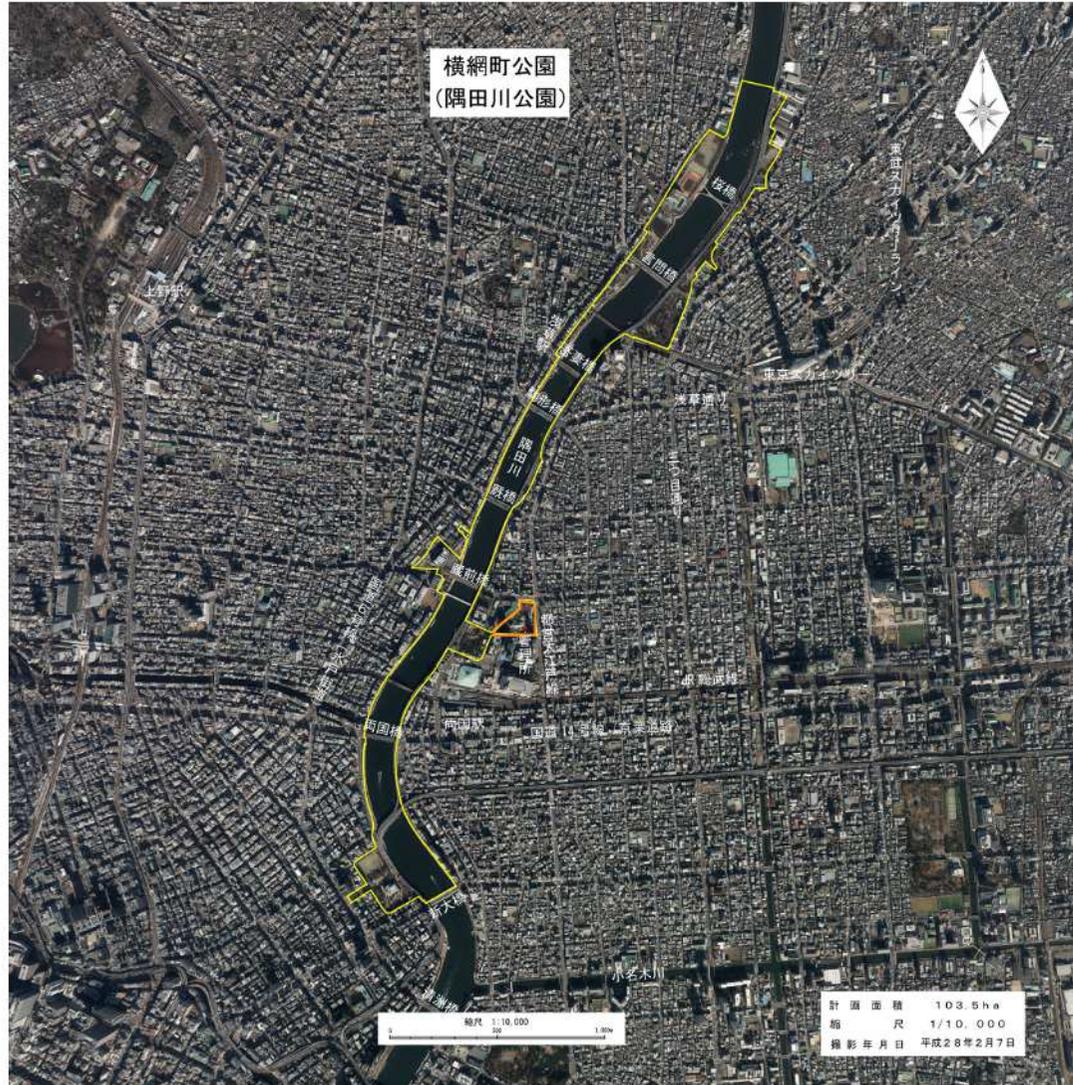
記号	区分	基本方針
H	展示・学習ゾーン	・東京都慰霊堂、東京都復興記念館 本公園の役割を踏まえ、風格を保つことを念頭に維持管理していく。東京都慰霊堂や東京都復興記念館は東京都景観条例により「都選定歴史的建造物」に選定されており、文化的な価値にも注意して管理する。 ・催事等への対応 毎年、9月1日の震災記念日(関東大震災が発生した日)と3月10日の東京都平和の日(東京大空襲があった日)には、大法要が行なわれている。平和を祈念するとともに防災の重要性を再認識する催事であるとの認識のもとに対応していく。
I	樹林ゾーン	・公園の東端部の樹林ゾーン 貴重な地域の緑空間として、良好な景観を維持していくとともに、災害時の延焼防止機能の役割に対応していく。
J	修景ゾーン	・日本庭園のあるゾーン 平和のシンボル公園として、格調の高い庭園を維持するとともに、憩いの空間としての利用に対応していく。
O	外縁部ゾーン	・民有地等や公道に接する公園外縁部 本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図る。区画道路を介して住宅地等に面する箇所では、見通しを確保し、良好な景観の提供に対応していく。

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



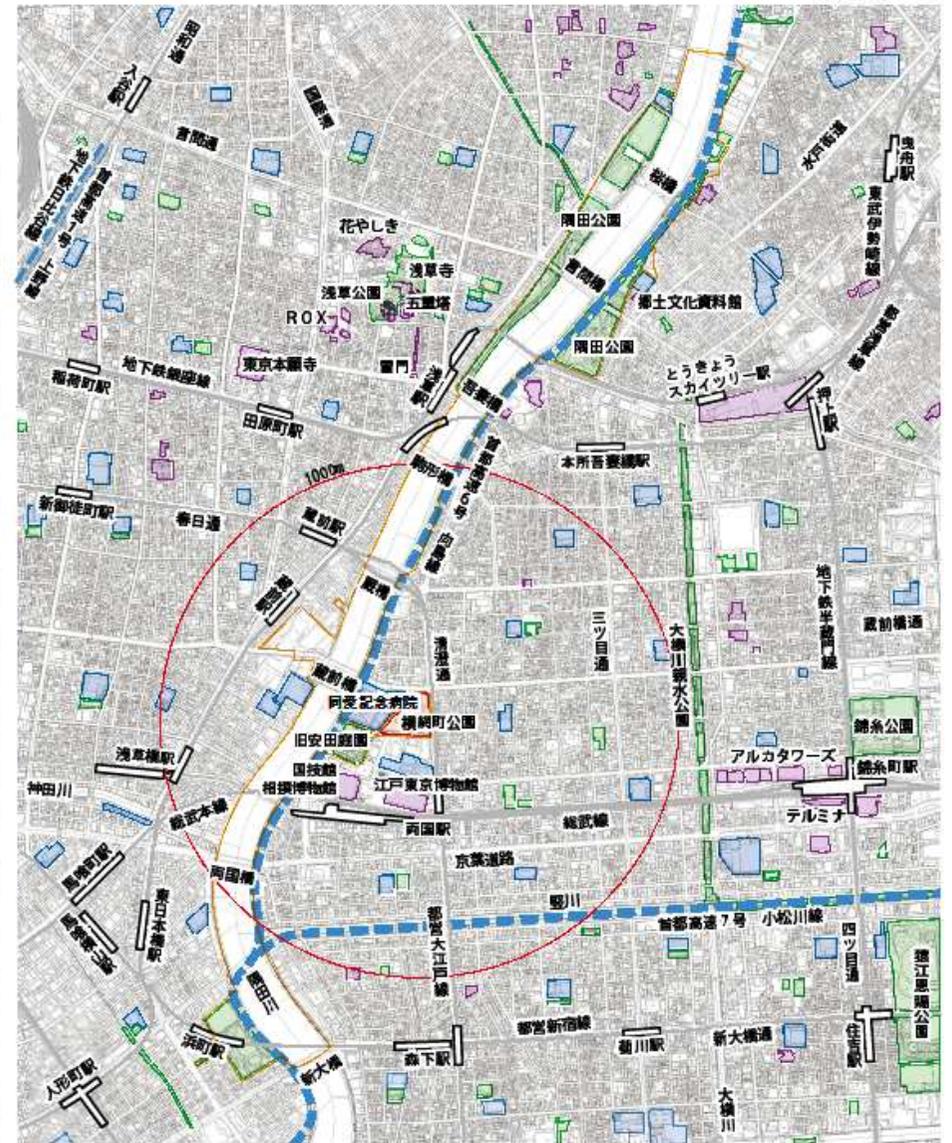
周辺土地利用図（空中写真）



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図（地図）

横網町公園



- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



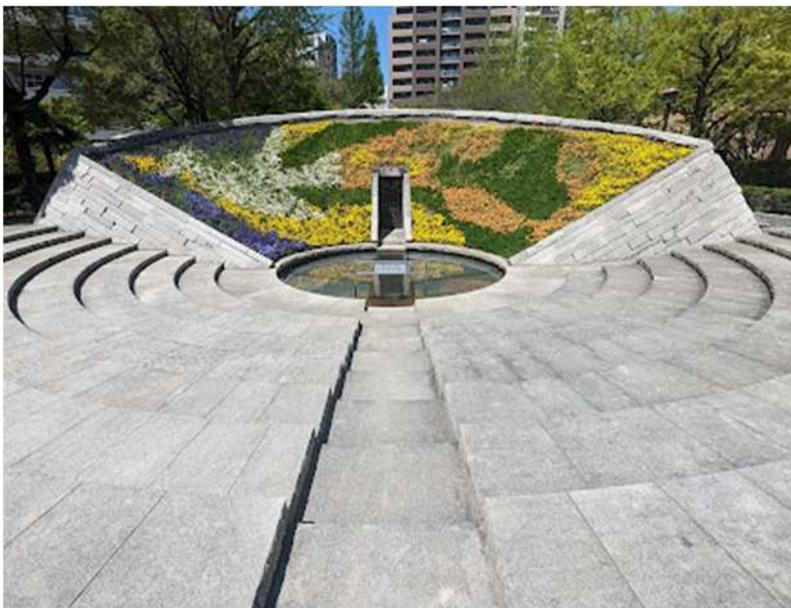
園内の写真



復興記念館と屋外展示施設



日本庭園



東京空襲犠牲者の追悼碑



子供の遊び場

IV 資料編

■公園の沿革

大正 11 年	陸軍被服廠移転に伴い、跡地買収し、公園造成を開始
1922 年	
大正 13 年 4 月	震災復興計画の一環として隅田川公園が計画決定された（内務省告示第 170 号）
1924 年	
大正 14 年	中華民国仏教団から弔霊鐘が寄贈される
1925 年	
昭和 5 年 9 月	震災記念堂が東京都震災記念事業教会より東京市へ引き継がれ、
1930 年	東京市告示第 44 号により開園
昭和 6 年 8 月	納骨堂設置
1931 年	
昭和 20 年 3 月	東京大空襲での殉難者を当公園その他 130 箇所に仮埋葬
1945 年	
昭和 21 年 4 月	安田庭園並びに横網町公園を隅田川公園の計画区域に含めた（戦災復興院告示第 14 号）
1946 年	
昭和 26 年 8 月	建公発第 426 号をもって震災記念堂を東京都慰霊堂と改名
1951 年	
昭和 32 年 12 月	建設省告示第 1689 号により、新たな都市計画上の位置づけがなされる（都市計画隅田川公園計画決定）
1957 年	
昭和 49 年 4 月	防災思想の普及を図るため、入館料を無料とする
1974 年	
平成 11 年	東京都景観条例により東京都慰霊堂及び東京都復興記念館が「都選定歴史的建造物」に選定された。
1999 年	
平成 13 年 3 月	生活文化局所管の「東京空襲犠牲者を追悼し平和を祈念する碑」が設置
2001 年	
平成 30 年	東京都景観条例で「特に景観上重要な都選定歴史的建造物等」に定められる。
2018 年	

■ 利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度
年間総計（人）	292,006	237,166	270,392	246,684	230,400

2)月別利用者数の推移

5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人） 292,006	26,444	25,487	27,932	14,114	11,865	23,635
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	23,602	29,008	19,664	20,911	21,176	26,554

■ 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について（答申）（令和4年11月）
- ・都市づくりのランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都における文化財庭園の保存活用計画（共通編）（平成29年3月）
- ・文化財保護法の改正（平成31年4月）文部科学省文化庁
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）
- ・墨田区地域防災計画（令和5年修正）

■主な催し物(令和5年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	端午の節句	4月25日～5月6日	—
	2	朝顔の行灯作り講習会	6月11日	15
	3	苔のミニガーデンづくり講習会	7月9日	12
	4	七夕まつり	6月30日～7月7日	370
	5	藍の生葉染め講習会	8月6日	—
	6	お月見の会	9月28日	—
	7	収穫祭(どんぐり祭)	11月23日	90
	8	クリスマスリース作り講習会	12月10日	16
	9	春の七草鉢植え講習会	12月17日	13
	10	新年飾り	12月28日～1月9日	—
	11	100年記念実生苗の配布	9月1日	約100
都民協働	1	花壇草花植付	6月25日、11月23日	17
自主事業	1	まちあるきガイドツアー	5月13日、1月11日	13
	2	ぼうさいスタンプラリー	7月22日～9月10日、3月23日～4月7日	135
	3	大地震に備える体験学習ツアー	7月29日	36
	4	首都防災ウィーク	9月9日、10日	2,100
	5	献花展	9月20日～26日、3月17日～23日	—
	6	復興記念館、展示コンテンツの制作	9月1日～	—
	7	震災関連上映会	8月25日	200
	8	慰霊音楽祭	10月29日	250